

# 令和7年度富山県広報紙「県広報とやま」広告掲載業務仕様書

## 1 県広報とやまの概要

- (1) 規格等 タブロイド判・4ページ・4色カラー
- (2) 発行回数 年5回（6月号、8月号、10月号、1月号、4月号）
- (3) 発行部数 350,000部/回
- (4) 配布方法 新聞折込みのほか、県内医療機関、県関係施設、市町村役場、図書館、文化ホール、公共温泉施設、主なショッピングセンター、コンビニエンスストア（一部）、JR駅（一部）、あいの風とやま鉄道駅（一部）、富山きときと空港、ととやま（富山駅前CiCビル1階）、日本橋とやま館、いきいき富山館（有楽町）等に配置

## 2 広告枠の掲載位置

県広報とやま裏表紙（最終ページ）下段

## 3 広告の枠数及び規格等

- (1) 枠数 2枠
- (2) 大きさ 面積250cm<sup>2</sup>（縦約10cm×横約12.5cm×2枠）
- (3) 掲載回数 発行回数に同じ
- (4) その他 広告枠内に「**広告**」と表示するものとする。

## 4 業務の内容

県広報とやまに掲載する企業広告の募集、選定、原稿作成等に関する業務を行う。

### (1) 広告募集・選定

ア 掲載する広告の募集は、当該業務の受託者において行う。

イ 広告の掲載にあたっては、富山県企業広告等掲載業務実施要綱（以下「要綱」という。）の規定（第6条、第7条第2項、第12条第2項、第14条～第20条を除く）に反しないよう留意する。

ウ 広告主の選定に際しては、地域性、公共性の高いものを優先させるものとし、枠数以上の応募がある場合は、次に掲げる順位によるものとする。

（ア） 富山県内に本店登記のある者

（イ） 富山県内に支店又は営業所を有する者

（ウ） 上記以外の者

エ 広告主を選定したときは、速やかに広報課に報告する。

オ 掲載広告の内容及びデザイン等が決定したときは、速やかに広報課に提出する。

カ エ又はオにより、報告又は提出を受けた場合であって、要綱第4条（富山県企業広告等掲載基準を含む。）の規定に反すると認められるときは、速やかに

修正する。

(2) 広告原稿の作成・提出等

ア 提出する広告原稿は、完全アウトラインデータによる「完全版下原稿」とし、色校正は行わない。

イ 提出期限は発行月の前月 15 日（15 日が土日、祝日の場合は、その前日）までとする。ただし、4 月号は 3 月下旬発行予定のため別途指示する。

ウ データの提出先は広報課が別途指定する場所とする。

(3) 契約金額の納付及び還付

ア 当該業務に係る契約金額は、県が指定する期日までに県の発行する納入通知書により納付する。

なお、契約金額が期日までに納付されない場合において、県は納付期日の翌日から納付日までの日数に応じて別途遅延損害金を請求することができる。

イ 納付された契約金額は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するために広告を掲載することができなかつた場合等特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付する。この場合において、還付する金額には利息は付さない。

## 5 その他

(1) 広告掲載にあたっては、県が別に委託する県広報とやま制作業務の受託者と十分に連携を図ること。

(2) この仕様書に定めのない事項については、県と協議するものとする。